

雑がみ選別センター運転業務に係る調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 3 年 11 月 12 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市環境局環境事業部総務課庶務係 電話(011)211-2906
メールアドレス kankyo-soumu-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 調達する役務の名称 雑がみ選別センター運転業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 中沼雑がみ選別センター(札幌市東区中沼町 45 番地 11)
- (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするが、契約金額は入札書に記載されたそれぞれの単価に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額とする(ただし、通常業務については、小計の額に 10%に相当する額を加算した金額とし、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の $100/110$ に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載する単価は 1 円以上 1 円単位とする。なお、単価が空欄若しくは 0 円で入札されたものは無効とする。

(6) 入札の方式

本調達は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の調達である。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、取扱業種が大分類「一般サービス業」のうち、中分類「廃棄物処理業」及び「建物設備等保守管理業」の両方に該当する者であること。
- (3) 資源物の処理施設(処理能力 20t/日以上)の運転業務を履行した実績(平成 23 年 4 月 1 日以降に継続して 1 年以上履行したものに限り)を有すること(再委託として履行した場合を除く)。
- (4) 札幌市内に本社、支社、営業所等を有し、緊急時の対応が可能であること。

- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続き開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、下記(2)の総合評価の方法(落札者決定基準)によって得られた得点(以下、「総合評価点」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、本入札は、契約の内容に適合した履行を確保するため、低入札価格調査制度を適用する。札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領(以下、「低入札価格調査要領」という。)に定める調査基準価格を設け、その価格を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査要領の規定に基づき、低入札価格調査を行う。

(2) 総合評価の方法(落札者決定基準)

ア 評価は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、入札書記載金額及び技術提案に係る書類(以下、「提案書」という。)に基づき行うものとする。

イ 総合評価点は次に掲げる算定式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} \times 0.4 + \text{技術点} \times 0.6$$

(小数点以下第2位を四捨五入し、小数第1位の数値とする。)

ウ 価格点は、次に掲げる算定式により算定する。

$$\text{価格点} = 100 \text{ 点} \times \text{基準価格} / \text{入札書記載金額}$$

(小数点以下第2位を四捨五入し、小数第1位の数値とする。)

基準価格は、低入札価格調査制度運用要領4条に定める調査基準額とし、調査基準額の算定は同要領同条第1項第2号によるものとする。

なお、入札書記載金額が基準価格未満の場合は、入札書記載金額を基準価格としたうえで、価格点を5%減点する。

エ 技術点は、提案書の記載内容を評価項目ごとに評価した評価点の合計とする。評価項目の概要は次のとおりであり、詳細は入札説明書の落札者決定基準による。

(ア) 業務実績・従事者

- a 財務状況の健全性
- b 業務実績
- c 業務責任者等の配置
- d 従事者の配置

(イ) 運転管理・維持管理

- a 運転管理
- b 保全管理
- c 教育・研修等
- d リスク管理
- e 労働環境に対する配慮

f 業務引継

g 環境負荷低減

オ 落札者となるべき同じ総合評価点の者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、くじ引きの場所、日時等については、該当する者に別途通知する。また、該当者又はその代理人がくじを直接ひかない者がいるときは、これに替えて、当該入札事務に関係のない本市の職員がくじを引くものとする。

(3) 低入札価格調査

本入札は、低入札価格調査制度を適用する。低入札価格調査要領の規定に基づき、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査を行う。

なお、低入札価格調査要領第7条第3項に定める低入札価格調査に係る資料及び報告書の提出期限は、別途通知した日の翌日から起算して3日以内(札幌市の休日を含める条例に規定する休日を除く。)とする。また、提出期限後の提出及び差替えを認めない。

(4) 落札後の提出書類

落札決定後、落札者は次に掲げる書類のうちア～ウを令和4年1月7日(金)17時00分までに上記1に示す提出場所に提出すること。なお、低入札価格調査要領の規定委に基づく調査基準価格を下回る入札があった場合においては、上記(3)に示す提出期限までにア～エの書類を上記1宛てに提出すること。

ア 業務費内訳書

イ 業務従事者賃金支給計画書

ウ 社会保険料事業主負担分調書

エ 業務従事者配置計画書

5 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の問い合わせ先

上記1に同じ

(2) 入札説明書の交付方法

環境局ホームページにて公開する。また、希望するものには、上記1の場所にて交付する。

6 入札参加条件

(1) この競争入札に参加を希望するものは、入札説明書に示す書類(上記3(3)及び(4)に掲げる競争参加資格を有することを確認するための書類)を、下記の受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められる場合は、それに応じなければならない。

(2) 提出場所

上記1に同じ。

(3) 資格書類受領期限

令和3年12月6日(月)15時00分(送付の場合は必着のこと。)

7 入札書及び提案書の提出場所等

(1) 入札書及び提案書の提出場所

上記1に同じ。

- (2) 入札書及び提案書の受領期限
令和3年12月10日(金)10時00分(送付の場合は必着のこと。)
- (3) 入札書及び提案書の提出方法
持参又は送付により提出すること。

8 入札手続等

- (1) 開札の日時及び場所
令和3年12月10日(金)13時10分
札幌市役所本庁舎12階 環境局会議室
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が休日の場合は翌開庁日)までに、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受領した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときにおける入札

ウ 上記7(2)の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記3の入札参加資格を満たされなくなった者がした入札

エ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

- (5) 入札参加者は、落札決定までの間において、提出書類に関し説明を求められた場合、それに応じなければならない。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 詳細は入札説明書による。